

令和3年12月6日（月）

於・農林水産省第3特別会議室

林政審議会施策部会議事速記録

林 野 庁

午後2時59分 開会

○天野企画課長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから林政審議会施策部会を開催させていただきます。

企画課長の天野でございます。よろしくお願いたします。

初めに、林政部長の森の方から御挨拶を申し上げます。

○森林政部長 大変お世話になります。林政部長の森でございます。

立花部会長始め施策部会の先生方の皆様には、本当に日頃から森林・林業行政にお世話になっております。ありがとうございます。

今日は第2回の施策部会ということでございまして、前回は9月9日に第1回を、白書の議論をさせていただいたところでございますけれども、オンラインでやらせていただきましたが、コロナも少し収まりましたので、今回は対面の形式で集まっていただいてやらせていただくこととなりました。

9月以降をちょっと振り返りますと、10月1日には木材利用促進法が施行されまして、木材利用月間、いろいろなイベント等もやってまいりました。また、ウッド・ショックの関係につきましましては、一応少し現場に物は出ていくようにはなったとは思いますが、まだ値段は高いという状態が続いてはおりますけれども、そういった中で、やはり国産の供給力の強化が大切であると、先生方からも御意見を頂きましたこういった御議論を踏まえて、今日から臨時国会が始まっておりますけれども、補正予算におきまして、乾燥施設などの国産の供給体制の強化といったことの予算も、手当てをいたしてまいったところでございます。

また、このほかクリーンウッド法の関係で、これはまた立花部会長には重ねてお願いしておるんですが、5年になりますので、施行状況についてフォローアップするような勉強会なども始めさせていただいておりますし、それから、これは世界全体の大きな話ではございますが、COP26の動きがございまして、我が国も森林吸収で2.7%という目標を立てまして、併せて温対計画も決定して取り組んでいくという、こういった状況になってございます。この脱炭素の動きは、日本全体で森林・林業のみならず広く大きな動きでございますけれども、吸収源としての森林への期待というのは非常に高いなというものを実感しておるところでございまして、そういった意味も含めて経営管理制度、2年半になるんですが、これをより現場で推進をしてまいって、実際に山の手入れ、利用が進んでいくような体制を更に強化していくことが必要であると、こんなふうに思っているところでございます。

ちょっと長くないように、この辺で締めといたしますけれども、今日は最近の情勢を踏

まえて御審議をよろしくお願ひいたします。

○天野企画課長 次に、議事に先立ちまして、会議の成立状況を報告させていただきます。

本日は、委員7名中、7名全員に御出席を頂いております。本会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

林野庁の出席者につきましては、座席表のとおりでございます。

次に、配布資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

農林水産省では審議会のペーパーレス化に取り組んでおります。資料については、お手元に配付しておりますタブレットで御覧いただくことができます。これまで御出席いただいた方は御存じと思ひますけれども、改めてタブレットの操作方を御説明をさせていただきます。タブレット画面を御覧いただきますと、本日の議事次第が表示されているかと思ひます。本日使用する資料は全て開いた状態となっております。画面左上のホーム、ツールという文字の右側に各資料のタブが並んでおりますので、こちらで資料の切替えを行いながら御覧いただければと思ひます。資料が複数ページにわたる場合は、マウスでスクロールしていただくか、画面左側にあるしおりをクリックしていただくことで任意のページを表示することができます。操作が不慣れな方とか、分からないということがありましたら、事務局職員がお手伝ひをさせていただきますのでお尋ねいただければと思ひます。

また、本日の傍聴につきましては、オンラインとしております関係で1点お願ひを申し上げます。オンラインでは通常より声が聞きづらいことがございますので、御発言の際は、ゆっくり大きな声でお話しいただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

立花部会長、よろしくお願ひいたします。

○立花部会長 皆様、こんにちは。久しぶりに対面でこうやって施策部会を開催できるということを、非常にうれしく思っております。フェース・トゥー・フェースで率直な御意見を頂いて、森林・林業白書を一層充実させていきたいと思っておりますので、本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、令和3年度森林・林業白書の検討について、事務局から説明を頂き御審議していただきたいと考えております。本日は17時までの審議を予定しておりますので、それまで活発な御議論のほどよろしくお願ひいたします。

それではまず、事務局から御説明をお願ひいたします。

○天野企画課長 それでは、資料1、資料2、さらには参考1を使いながら説明させていただきます。

ければと思いますが、まず今回の白書の構成ということで、資料1を御覧いただきたいと思います。

資料1を御覧いただきますと「令和3年度 森林及び林業の動向」ということで、トピックスが四つ冒頭にございます。そして特集があつて通常章、第I章から第V章までという構成で示させていただいております。その中で、特集につきましては前回、テーマについて御議論いただき、「グリーン成長のカギを握る木材産業」ということで、後ほど御説明をさせていただきますと思います。

まず、その前にトピックスを今回四つ示させていただいております。グリーン成長の実現を目指す森林・林業基本計画、それからウッド・チェンジに向けた取組、さらには奄美大島等が世界自然遺産に登録されたこと、そして4点目が7月、8月に発生した大雨による山地災害等への対応ということになっています。

ここで参考1を御覧いただければと思います。過去5年間のトピックス、それから本年度のトピックス案ということで表を記させていただきました。今回お示しさせていただいた四つがどのような位置付けなのかということ、分かりやすく示したいと思いました。一番最初に掲げております森林・林業基本計画、これは5年に1度ですので、この表の一番右側の28年度のところを御覧いただきますと、1番目に「新たな森林・林業基本計画の策定」とございます。同じような意味合いで、今回、基本計画を1番目に置いてございます。

二つ目がウッド・チェンジに向けた取組ということでありますが、このウッド・チェンジに向けた取組の基本になりますのは、公共建築物等木材利用促進法の改正ということに端を発しているということございますと、法改正のものにつきましてはほかの年度でどうだったのかというのを見てもみますと、28年度、2番目、3番目のところに森林法やクリーンウッド法の話、29年度は環境税の創設、元年度1番目のところに経営管理制度や国有林野管理経営法がございます。令和2年度のところでは森林組合法の改正がございました。このように大きな制度改正についてはトピックスとして扱ってきているということ、同じような位置付けをさせていただきました。

3点目に世界自然遺産のところを記載させていただきました。今回、我が国で5件目の世界自然遺産登録ということございましたが、4回目となります小笠原諸島につきましては平成23年度ございました。このときも同じようにトピックスとして扱っており、例えば29年度には日EU・EPAですとか、30年度にも国連気候変動枠組条約の関係や、元年度のオリ・パラとかもありましたので、同じようなトピックということございます。

そして4点目に山地災害の関係がございます。近年、毎年のように山地災害が発生しております。これもトピックスで扱っているということでございます。28年度5番目のところに熊本地震や台風災害、30年度は豪雨ほか胆振東部地震もありました。元年度は房総半島台風、2年度は7月豪雨ということで取り上げておりますので、同じような形で本年も扱ってはどうかという提案でございます。

そのほかに農林水産祭における天皇杯三賞についても従来トピックスとして扱ってきたところではありますが、昨年度から農業白書との並びでトピックスという形では扱うことにはしておりませんが、トピックスの巻末に置くという形で引き続き措置しておりますので、令和3年度もそのような措置にしてはどうかという構成案でございます。

それでは、恐縮ですが、資料2を御覧いただければと思います。ここに主要記載事項の現在の案をおしをさせていただいております。

1ページお開きいただきますと、先ほど申し上げたトピックスが四つ、1ページ、2ページに並んでございます。まず最初に森林・林業基本計画の関係が出てきております。御承知のように6月に閣議決定をし、五つの柱で施策を実施していきますということで、ここは端的に示させていただければいいのかなというのが案でございます。

トピックス2の方につきましては、ウッド・チェンジに向けた取組というタイトルになってございます。先ほど申したように、その下の矢印に公共建築物等木材利用促進法の改正の話がございまして、その中身が囲みの中にあたり、ウッド・チェンジ協議会の話や建築物のガイドラインの話、こちらの方を記載しているところではありますが、タイトルについて法の改正という形にすべきかどうか、この辺も御議論あるところだと思いますので、また御意見を頂ければと思います。

トピックス3につきましては、世界自然遺産の関係を載せさせていただいております。小笠原諸島に続きまして5件目ということになっております。アマミノクロウサギ等、生物多様性が突出して高いこの地域の約7割を占める国有林野のほぼ全域がしっかりと管理をされているという辺りも、記載していきたいと思っております。

トピックス4のところでは、大雨による山地災害等への対応ということでございます。7月、8月の大雨、この関係について記載するとともに、「等」という中で、ここでは四つ目の矢印になりますが、静岡県熱海市の土石流災害、この関係につきましても現在、盛土総点検あるいは制度について検討が進められておりますので、この辺も時点更新しながら、最終的にはしっかりと記載をしていくという形でどうかというのがトピックスでございます。

続きまして、このままの流れで特集の方の御説明をさせていただければと思います。次の3ページ目以降をまた御覧いただければと思います。

まず特集、今回は「グリーン成長のカギを握る木材産業」ということで提示をさせていただきました。前回、木材産業を扱ったのが平成26年度ということでございますので、割と久々に、木材産業にメインのスポットライトを当てる形の記載になるのかなというふうに考えているところでございます。

最初に、「木材の需要拡大を通じたグリーン成長への貢献」というような見出しで、「グリーン成長の実現に向けて」というところから切り出してまいりたいというふうに考えています。木材産業の果たしている役割の意義、あるいは、それを浮かび上がらせるような形で記載をさせていければと思っています。

最初の矢印で、50年生を超える人工林面積が2.4倍に増加して人工林の過半になったという辺りからスタートいたしまして、資源を適切に活用すると同時に計画的な再造成が必要となります。基本計画の中でこうした動きを、グリーン成長ということで取り上げてその実現を目指すという形がうたわれており、この実現に向けて「新しい林業」等の取組によりまして素材生産コストを下げるということ、それから流通全体においてもコスト削減に取り組むなど、収益性の向上を図る。これらが重要であることはもちろんであります。さらに併せて木材の安定的な需要、これをいかに確保するかということもポイントだろうという記載をさせていただきました。木材産業が、山元から原木を購入して、マーケットニーズに応じて木材を加工・販売して需要先につなぐ存在だと、森林・林業の持続性の確保と木材の適切な利用の推進の両面から重要な位置付けなんだということを、最初に明確に記してはどうかということでございます。

実は調整の過程におきまして、このような記載に対して前基本計画で大きく掲げておりました「成長産業化」の中で、この木材産業がどのような役割を果たし、今回再造林ということにポイントが移る中で、更に木材産業にどういう期待があるのかという辺りも記述していければという意見もございましたので、その点も留意してまいりたいと考えています。

また、「木材利用の公益的意義」ということで、その下の記載でございますけれども、ここでは木材自体の役割、それから木材の利用の意味、そして森林が果たしている意味辺りを記載させていただいた上で、木材利用の拡大を進めるとともに森林整備を着実に推進することで、カーボンニュートラルの実現に寄与していくというような方向感を、記載させていただければと考えています。

続きまして、4ページ目のところでは、木材産業の主たるマーケットでもあります建築分野

におけるマーケットの状況についてお示ししております。

まず一つ目といたしまして、「住宅における木材利用の動向」ということとさせていただきます。住宅が木材需要の大宗であることは言わずもがなということかと思えます。2000年代以降の建築関係法令等の改正によりまして、瑕疵担保責任の明確化や住宅の性能表示、こういうものが進みまして、木造住宅の品質や性能に対するニーズが向上してまいりました。例えば自然災害ということが増えてまいりますので、面材耐力壁や剛床のニーズが高まっております。省エネ性能の関心が高まる中で高気密・高断熱、さらには中層住宅、J A S材が求められるツーバイフォー工法、こういったものもニーズが増しています。

さらには、近年の動向として工期の短縮、コスト削減、大工の減少などに対応するために、プレカット率の向上でありますとか金物工法、パネル化、パーティクルボード、そして中古住宅市場の拡大やリフォーム市場の伸びといったようなことが、見受けられるところでございます。

こうしたことを踏まえますと、住宅に用いられる木材製品につきまして、より品質・性能が確かな製品が求められているということが言えるのかなと、さらに、部材ごとの国産材の使用比率では、大手ハウスメーカーや工務店、それぞれ違いがあるかと思えます。工務店の方がより使うということかもしれませんけれども、大手ハウスメーカーにおかれましても、ツーバイフォー工法も含めて最近の利用が拡大しており、国産材の安定供給がより求められている。このような方向で記載してはどうかということとさせていただきます。

次の5ページの冒頭では、「非住宅・大規模建築物における木材利用の動向」ということで示させていただいております。こちらの方では、2010年の公共建築物等木材利用促進法の制定以降、公共建築物を中心に非住宅・中高層分野でこうした取組が増加しており、中小の工務店から大手のゼネコンまで、木造の非住宅・大規模建築物への取組が出てきている、ウッド・チェンジ協議会などでもどんどん加速していくというような方向感を打ち出してはどうかということとあります。

ここでも調整する過程の中で、こうした動きは結構だけれども、例えばこの建てた後のリユースやリサイクル等がどのように考えられているのかについても記載できる部分を記載してはどうかという話もございました。

3点目といたしまして、「木材産業の動向」ということとさせていただきます。

一つ目といたしまして「木材製品製造業における動向」ということとさせていただきます。建築向けの木材製品につきましては、製材、集成材、合板等々の状況からすると国産材利用率、その右

側の棒グラフにございますように製材が一番多い状況、シェアは半分程度だということがございます。

こうした中で二つ目の矢印の①、②にございますように、大規模工場ではJAS製品等の低コストかつ安定的な生産が、そして中小製材工場では細かなニーズに対応した生産、こうしたことが求められてきているのかなということがございます。

「国際競争力の強化」ということで、これは基本計画にもある記載でございます。その右下の表にもございますように、製材工場や合板工場共に大規模化によりまして効率化・コスト削減が図られてきているという中で、少数の大規模工場によるシェアが拡大しているというのが見てとれます。

また、6ページを御覧いただきますと、近年、人工乾燥材や集成材に生産がシフトしているという中で、こうしたものについては未乾燥材よりも製品単体での歩留りが落ちるわけがございますが、大規模工場を見てみると、木質バイオマス発電などと複合経営を行うことなどによりコスト競争力を確保しているような事例が見受けられます。

また、ツーバイフォー工法部材は大半が外材が占めるわけではありますが、国産材を使うようなところも出てきている。

構造用の合板につきましては国産材率が急速に向上しておりまして、フロア台板用の合板やコンクリート型枠用合板でも国産材利用の取組がどんどん進展しています。

さらには合板工場において端材の高度利用を行う事例も見られるようになってきておりまして、総じて見ますと、様々な形でコスト削減をしながら国産材を使う動きが萌芽しているのかなということがございます。

その下、「地場競争力の強化」ということで、他方、地場の製材工場の動きを記載したいと考えています。地域の工務店の関係者と連携をしていくような取組、それから床板とか家具、こうしたもので高付加価値化を目指す動き、こうしたものも記載していきたいと考えています。

さらに輸出でございます。米国向けフェンス材等々ありますけれども、これも大きな会社などでは、特に耐久材の活用などによりましてこうした輸出をしていこうというようなこともあると聞くとところもございます。こうした最先端の動きなどもフォローしていくことができればなど考えているところでございます。

また、二つ目といたしまして「原木の安定供給に係る動向」ということでございます。大規模化した工場が安定的に操業していくには、原木を大ロットで安定的に調達することが必要となります。川上におきましては販売協定を結ぶ、そして直送していくといったようなこと、川

中におきましては原木市場や製材工場が林業に参入していくなど、林産複合型経営が拡大する動きも見受けられると、こうしたことを記載してまいりたいと考えます。

続きまして、7ページ目を御覧いただければと思います。(3)「木材製品の流通に係る動向」では製材工場、合板工場、こうした取組の中で、プレカット工場というものが非常に大きな役割を果たすようになってくるとともに、そのプレカット工場等も規模がどんどん大きくなってきておりますので、そうした動きをしっかりと記述していきたいと考えています。

その上で、最後に4番目といたしまして、「木材産業等の課題と取組」というところでまとめていきたいと思っています。平成26年度、前回も最後のところはこの課題と取組という形でまとめられておりましたので、そこも做うというところも含めて記載の仕方をしていきたいと思っておりますが、まず1点目といたしましては「2021年の木材不足・価格高騰への対応」ということとございます。前回の施策部会の際にもコロナやウッド・ショックへの対応についてちゃんと書いた方がいいという話がありました。ウッド・ショックという言葉については、なかなか林野庁の中でこれを使うのはどうなのかということもありまして、言葉自体は記載がございませんけれども、方向としてはそうした状況を記載してはどうかと思います。

2021年の状況をまず記載した上で、この中では、特にこれまで国産材を積極的に使用してこなかった需要者の木材入手が厳しい状況になったといったことについても記載したいと考えております。一方で、国内の製材工場等は稼働率を上げて増大する需要に対応してきたものの、乾燥施設等の処理能力や労働力不足辺りがボトルネックとなり、こうしたことに対応していきこうとするためには、それに見合うブームではない長期的な安定需要が必要と認識しております。この辺りについても記載をさせていただいた上で、森林資源の持続性を高めながら木材・林業、両方の産業を成長発展させる観点から、川上・川中及び川下の連携による国産材の安定供給や安定需要の確保が非常に重要になってくるという辺りを記載してはどうかと考えているところとございます。特に安定需要が必要だという辺りについては、基本計画におきまして、用途別の利用目標を掲げており、これをどのように実現させていくのかという視点とも併せて考えて記載していく必要があるのではないかと考えております。

また、今回こうしたいわゆるウッド・ショックと言われるような事態は、いわゆる3回目というふうに言われております。1回目、国内で代替的に対応することがなかなか難しかった。2回目は、製材・合板でいくと合板の方では若干対応できる部分もあったのかなという話もお聞きしました。3回目はどのような評価ができるのか、さらには、このようなピンチをチャンスに変えていくような取組がどのように見えてくるのかという辺りまで、この取組と課題につ

いてできるだけ記載するよう御指摘も頂いているところでございます。

続いて（２）「山の資源のフル活用」でございます。林業・木材産業を持続的に発展させていくには、山の資源である原木を余すことなく利用して木材の価値を高めていく、そういった取組が必要だろうということでございます。丸太の価格は製材用、合板用、チップ用の順に低下し、木材を価値の高い建築材料から有効に使うための取組、方法が必要にりますので、こうしたことを特に川上や川中が連携してどのようにやっていくのか、この辺も記載をしていきたいということでございます。

続いて８ページ、「国産材製品の活用」でございます。ハウスメーカー等におきましては、部材ごとに詳細に国産材の転換を検討する事例や、設計の見直しによる国産材利用の提案、新たな動きも出てきているところでございます。輸入材比率の高い横架材や羽柄材の需給逼迫という状況も見られたところでありますが、こうしたところに国産材を充てていこうというような事例も出てきています。先ほど申した山の資源のフル活用に合わせて、川下の需要側においても、適材適所という考え方でできるだけ多く国産材を使っていくということができないか、いわゆる前回の施策部会において、サプライチェーンをどのように組み立てていくかが重要ではないかという御意見も頂いたところでありまして、（２）と（３）を連携して記載できればと考えているところでございます。

そして最後に（４）「新たな国産材活用に向けた技術開発」ということで記載させていただきました。国産材をより一層活用して林業・木材産業を安定的に発展させるために、新たな需要拡大が必要でございます。まず、建築分野に向けた技術開発や普及ということにおきましては、横架材、羽柄材、ツーバイフォー、国産材率の従来低い分野でも国産材利用に向けた技術開発が必要ではないか、さらに、低層非住宅建築物につきましては、これまでの住宅建築での技術等を生かしながら、モデル的な取組の普及、横展開が必要になってくるだろうということでございます。そして高層建築物につきましては、強度や防耐火といった技術面のほか、価格面につきましても課題がございます。こうしたところについて技術開発や普及が必要になるということ記載をしてはどうかということでございます。

そして、資源量の増加に合わせて技術開発や普及ということも重要になるのではないかとございまして、資源量の多いスギの需要拡大ということで、例えば圧密加工によりまして表面硬度を高めた床板等の利用拡大など例示をしてはどうかと考えております。

さらには、増加する大径材の活用ということでございます。効率的な木取りが自動でできる大径材用の製造ラインの普及、断面の大きな製品の乾燥技術の確立が求められているというこ

とでございます。特にこの大径材ということにつきましては、調整過程の中でも、これまでの仕事の仕方が大きく変わっていく可能性があるのではないかと考えております。製材工場についても変化が求められますし、その結果として、プレカット工場についても変化が現れ、ひいては山元還元あるいは利用の仕方等々に影響を及ぼす可能性があるのです。この大径材というところについては、少し厚みを持たせてはどうかというような御意見も頂戴したところでございます。

ここまで、以上が特集章につきましての記載になります。

続きまして、通常章につきまして簡単に御説明をさせていただければと思います。ここからは、いつもある通常章と、前回施策部会のときも、余り構成の仕方を変えずに各年比較がきちんとできるようにしていった方がいいというような御指摘も頂きましたので、基本はそういう形に合わせてございます。

まず第I章は、森林の整備や保全ということになります。一つ目は「森林の適正な整備・保全の推進」ということでございます。そしてその次のページ、10ページに「森林整備の動向」というところがございます。特に最初の「森林整備の推進状況」では、の矢印の四つ目、五つ目の、苗木やエリートツリーについて注目も集まっておりますので、右側に表も配置し、しっかり最新のデータを使いながら記述していったらどうかと思います。

次の11ページを御覧いただきたいと思います。ここでは「森林経営管理制度及び森林環境税」について記載がございます。ここの分野につきましては非常に注目がございます。現場におきましてもしっかりと動きが出てきておりますし、様々な場面においてもいろいろ質問をいただいたり、注目も浴びているところがございますので、足元の動きまでできるだけフォローをしていくような形で、例えば四つ目の矢印にあります意向調査の状況でありますとか、五つ目の矢印にあります経営管理権の集積計画がどのくらい策定され、さらには配分計画がどのくらい策定されてきたのか、こういう辺りもしっかりと記載をして事例も挙げていきたい、こういう形でございます。

森林環境税につきましてもどのような取組がなされているのか、でございます。現時点、3番目の矢印のところは2019年度のデータでございますけれども、最終的には時点更新もしっかりしながら足元の状況を記していければと考えています。

12ページを御覧いただきたいと思います。こちらでは3番目の「森林保全の動向」というものを記載をしています。最初のところは、保安林あるいは山地災害ということで記載がございます。前回の施策部会のときにも、特集章をどういうふうにしようかというところの中で、も

う一つこういった山地災害の部分がどうなのかという話もございました。先ほどトピックスのところで、足元の動きについては取り上げるということもあったわけではありますが、この第I章の中におきましても、林地開発許可制度の話も含めて、例えば令和元年の太陽光通知、、、盛土のことについてもきとんと記載したいと考えています。

(3)には、先ほど申し上げた世界遺産の関係も記載がございます。

そしてその次の13ページのところでは、「国際的な取組の推進」ということでございます。

(2)に「地球温暖化対策と森林」というものがございます。足元10月には地球温暖化対策計画が改訂をされてございます。新しい目標あるいはそれに向けた対応といったところにつきましても、記載をさせていただければと考えているところでございます。

続きまして、14ページからは第II章ということで、「林業と山村」について記載をしていきたいと思っております。

最初の一つ目、「林業の動向」というところでは、主にセンサス等の動きを記載をしてみたいと考えております。

さらに15ページでは、林業労働力がありまして、(4)「林業経営の効率化に向けた取組」ということで記載をしたいと思っております。去年は特集章のところ、こうした林業のところにスポットライトを浴びせた記載がございまして、特にこの林業経営の効率化というところで施業の集約化やあるいは路網の整備、そして新しい林業について記載を充実させました。去年の知見も生かしながらかかり記述をして、分かりやすい白書になるようにしていきたいと考えています。

16ページ、二つ目の特用林産物の動向というものがございます。きのこやその他の特用林産物について書いた上で、さらに17ページ、山村の動向でございます。こちらの方では特に(2)「山村の活性化」というものを記載をしたいと思っております。森林サービス産業につきましても注目が集まっているところもございます。しっかりと記載をしてみたいということでございます。

続きまして、18ページ以降、第III章「木材需給・利用と木材産業」でございます。特集章の方で今回、木材産業について取り扱うこととしておりますので、現在、重複はある形ながら例年どおりの記載ぶり、構成ぶりとして取りあえずお示しをさせていただいておりますが、最終的な白書になる段階で入り繰りをしまして重複を排除しながら、分かりやすくしていきたいと考えています。

特にその中でこの18ページ1番目は「木材需給の動向」ということでございますが、(2)

番に「我が国の木材需給の動向」ということをごさいます、特に四つ目の矢印のところでは木材自給率につきまして記載がごさいます。上昇傾向で推移をしているということで、2020年には10年連続で上昇し41.8%、この数字は1972年以来ということで48年ぶりということになります。こうした辺りも記載をしていってはどうかということをごさいます。

さらには（４）「違法伐採対策」ということで、現在の登録木材関連事業者の数でありますとか、第一種登録木材関連事業者によって合法性が確認された木材等々についても、足元のデータもお示しさせていただければと思います。

さらに19ページでは、木材の輸出等についてもデータを載せた上で「木材利用の動向」ということになります。

この辺については大分特集章と重なりが増えてまいりますので、少し飛ばさせていただいて20ページのところで「木質バイオマスの利用」、さらには21ページのところで「木質バイオマスのマテリアル利用」ということで、セルロースナノファイバーや改質リグニンのお話などなど、最新の新しい利用などについてお示しさせていただこうということをごさいます。

その次、21ページ下段の方で「木材産業の動向」ということになりますけれども、こちらの方、特集章とよく整理をしていきたいということをごさいます。

そして、少し飛ばさせていただきまして、23ページから第Ⅳ章ということで「国有林野の管理経営」という章でごさいます。「国有林野の役割」、そして「国有林野事業の具体的取組」、こうしたことについて、23、24ページで記載をさせていただいております。

さらに25ページでは、上から二つ目の矢印のところでは樹木採取権制度が出てまいります。こちらについては、森林経営管理制度と同じように法律を改正いたしました新たな動きが出てきておりますところですので、しっかりと足元の動きまでフォローしていくような形で記載をしていければと考えているところをごさいます。

そして26ページから、最後の第Ⅴ章ということで「東日本大震災からの復興」という章でごさいます。昨年は東日本大震災から10年ということで、少し手厚く記載をさせていただいたところをごさいます。今回はそういう意味ではおとし並びの記載量という形の中で、ポイントを絞って記載していければと考えています。

「復興に向けた森林・林業・木材産業の取組」からスタートいたしまして、27ページのところでは「原子力災害からの復興」ということで記載をしていきたいと思っております。

28ページ目のところ、最後に「安全な特用林産物の供給」というところでは、その（２）の6番目、最後の矢印のところでは、足元2021年から、県が定めた出荷・検査方針によりまして

きのこ・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、非破壊検査により基準値を下回ったものが出荷可能になっていくという辺り、こういった新しいところもできるだけ拾っていききたいというふうに考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○立花部会長 ありがとうございます。

それでは、令和3年度森林・林業白書の構成、主要記述事項につきまして、各委員よりコメントを頂きたいと思えます。

コメント、御意見、御質問等がある場合には挙手をお願いしたいと思っております。これから、大体のスケジュールとして、トピックスについてはおおむね15分、特集章については30分、通常章は全体を通して25分程度とし、16時55分には皆様からの御意見をしっかりと頂いた上で、事務局に取りまとめをお伝えしたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは最初の15分間ですけれども、トピックスにつきまして皆様から御意見、御質問等を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 ありがとうございます。日當でございます。

トピックスということではないんですが、全体に関わることでちょっとお伺いしたいんですが、前回の施策部会で、白書の体裁等が政府全体の方向性の中で変更になるというふうなお話を頂きまして、本日、構成案をお示しいただいたところではございますけれども、メニューとしては大分理解はしましたが、ボリューム感は今回お示しを頂きましたこの構成案のようなものになるのでしょうかというところを、確認をさせていただければと思えます。

○立花部会長 重要な御指摘ありがとうございます。紙幅を小さくするというのが求められているというお話だったんですけれども、その辺りにつきまして現状を御紹介いただけますでしょうか。

○天野企画課長 ありがとうございます。

前回の施策部会で一番重要な課題としてお話ししたところですが、今回お示しさせていただいたのは、これだけ見ますと例年と同じような骨子という形になっておりますが、森林・林業白書全体では、現状で大体300ページぐらいございます。この300ページのものを、前回、半分ぐらいにするというお話をさせていただきました。我々どもでこの夏から現時点にかけて、いろいろできるだけデータをしっかりと後々使える形で、例えば電子化してこの冊子の中にはないけれども、併せて使えるようにするという工夫や、できるだけ内容について漏れがないように

というようなことを、一生懸命検討してまいりました。大体300ページを、我々の目算でいきますと200ページぐらいのところになるような形で圧縮をする中で、中身としては、しっかりとこれまでどおりのポイントが押さえられる形にしていけるように作業をしていきたいと考えているところでございます。

○日當委員 ありがとうございます。

○立花部会長 ありがとうございます。

事前打合せの際に私も確認しました。第1回の施策部会の際にいろいろな議論を交わしたわけですが、その際に出ましたように、インターネット上でリンクを貼る形でデータや事例を載せるとか形であれば、今、事務局から説明がございましたように、おおむね3分の2ぐらいにはなるだろうという見込みだとお聞きしました。

ありがとうございました。日當委員、大変重要な御指摘を頂きました。

それでは、トピックスにつきまして皆様から御意見、御質問を受けたいと思います。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

よろしいですか。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 すみません、トピック4の3番目の矢印ですが、島根県や長野県等においては、いろいろ早期の復旧に向けた事業を実施ということをやっています。ところが、この下の写真は多分これは下北半島の災害写真ではないでしょうか。青森で、しかも下北半島でこのような豪雨災害が起こったということは、ちょっと今までの我々の一般的な認識と異なります。したがって、それを深掘りしクローズアップしていただくと、例えば温暖化の影響によって災害を受ける場所の変化みたいなのところと言えるかも知れません。

下北半島で風間浦村だったのでしょうか。斜面崩壊によって重要な生活基盤となっている国道が通行止めになったことに加え、流木も結構発生し、橋梁などのインフラにも被害を与えました。林野庁としては、たしか平成31年ぐらいに流木の対策指針を改定をされているんですかね。そのことも踏まえ、この災害をどのようにとらえ、今後に生かすのかみたいところを、トピックスを受けた本論の中でもちょっと書かれるといいのかなと感じました。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。

私から松浦委員に一つ伺ってよろしいですか。こういった災害についてこれまでとは違ってきている部分があるとしたらば、どういったところに要因があるか、幾つか挙げてご説明いた

だけですでしょうか。

○松浦委員 そうですね。やはり、誘因としての降水の降り方や降る場所、強度、分布、それから継続時間、そういったものが全体的に変わってきているんじゃないかというところだと思います。

あと、4、5年ぐらい前ですか、岩手県の岩泉などで台風の上陸に伴う大きな山地災害が発生しました。その年には北海道にも台風が3個上陸しましたし、今まではちょっと考えられないようなところで山地災害が発生するようになっていました。したがって、将来の温暖化適応策として、一つずつの災害分析の積み重ねが重要になってくるのかなというふうに感じています。

○立花部会長 ありがとうございます。すみませんが、もう一つ、例えば樹齢が高まることによって、大径になるし樹高も上がっていくわけですが、そうしたことの影響は何かあるんでしょうか。

○松浦委員 はい、それに関してはまだまだよく分からないところがあって、表層崩壊とか侵食に関しては植生の影響って非常に大きいんですけども、最近クローズアップされているいわゆる中層崩壊とか深層崩壊、これに関しては大径木などの森林が成立していても、抑止力にはあまり影響しないと考えられています。ただ、植生の変化というのは非常に重要で、伐採後のリスクを評価し、気候変動とリンクしてどのように山地災害発生のリスクを管理するかが、今後、非常に重要になってくるとは思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

今の松浦委員からの御指摘につきまして、事務局、いかがでしょうか。

治山課長、お願いいたします。

○佐伯治山課長 治山課長でございます。

松浦委員御指摘のとおり、青森県で豪雨災害というのは本当に珍しいという状況でございます。私も記憶に余りないような状況の中で下北半島に甚大な被害が発生したという状況でございます。最近の豪雨災害の特徴と比較してどのような特徴があるのか、専門家による現地調査も実施していますので、それらも踏まえまして本文などで記述ぶりを工夫したいと考えております。

○立花部会長 ありがとうございます。是非、執筆の過程では松浦委員からも様々な御意見を頂きながら、作成を進めていただければと思います。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様。

塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 御指名ありがとうございます。

1点ですけれども、トピックス2のタイトル「更なる『ウッド・チェンジ』に向けた取組」についてでございます。先ほど事務局から法の改正という形にすべきかどうかのお話でしたが、法改正により公共建築物から建築物一般に対象が拡大されることが明確になるタイトルにしていただきたいと思います。法改正にあたっては、相当なエネルギーが必要でございますし政府間での合意形成が図られて可能となるもので、非常に大きな一歩ではないかと思えます。是非御検討いただければと思います。

以上でございます。

○立花部会長 事務局、いかがでしょうか。

○小島木材利用課長 それでは、木材利用課長でございます。

「更なる『ウッド・チェンジ』」ということで、法改正がメインのトピックスでございますけれども、ウッド・チェンジにつきましては、これからは国民運動として幅広い関係者がみんなで行ってほしいと、そういったような思いもあって、法律だけに焦点を当てるというよりももう少し幅広く書いた方がいいかなという思いはあったんですけれども、ただ、委員がおっしゃるように、法改正は非常に重要なトピックスでございます。この法改正は、他方で議員立法で、議員の発案で改正が行われたものではございますけれども、御指摘を踏まえてタイトルを検討したいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。私も事前の打合せで気になって御指摘をしたところでした。ありがとうございます。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 塚本さんと同じことなので簡単に申し上げますと、今の法の改正については全木連さんや我々JAPICが、もう数年前から、これ何とかできないかなと思っていた結果として議員立法でできたということで、非常に良かったと思っています。その辺の経緯とは言いませんが、法の重要性や趣旨はやはり、少し謳っていただいた方が国民の納得感はあるのではないかという気がいたします。相当長い期間議論をしてきましたけれども、ようやくできたのかなということで喜んでおりますので、よろしく申し上げます。

○立花部会長 ありがとうございます。

私も付け加えると、是非この10年間、11年を振り返って、こういった実績があるので更にそれをこう発展するんだという形で、作成していただければいいのかなと思います。事務局、課長、いかがですか。

○小島木材利用課長 ありがとうございます。正に業界の皆様とか幅広い関係者の皆様一丸と
なって取り組んだ結果が、これに結び付いたということでございますので、御指摘を踏まえて、
ちょっと経緯等も可能な範囲で整理させていただきたいというふうに思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、御意見、御質問、いかがでしょうか。

冒頭で課長から御説明がございましたように、例年よりもトピックスの数が少ないんです
ね。委員の皆様からこういった辺りが重要ではないかというのを御指摘いただければ、その辺
りも今後検討していただけるのではないかと思います。いかがでしょうか。何かあれば出して
いただければと思います。

○日當委員 ありがとうございます。

やはり令和3年度、後の章にも記述がしっかりございますけれども、いわゆるウッド・ショ
ックの、まだ終わっているわけではないんでしょうけれども、その辺もトピックに値するんでは
ないかなというところはあるかなと思っておりまして、もし仮に増やしていいというふう
なことであれば、その辺の記述を増やしていただければうれしいかなと思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。

今の御指摘につきまして、事務局からお願いいたします。

○天野企画課長 ありがとうございます。

今、令和3年度は四つ提案させていただいているんですが、先ほど参考1で御覧いただいた
ように四つという年はないわけでありまして、大体5個になるんですね。そういうことでいき
ますと今後、ほかにまた与党との調整などもございますので、今伺った意見も含めてそういう
調整の中で、適切なものを最後にまたお諮りさせていただこうというふうに考えます。そうし
た中でウッド・ショックについては、特集章のところでも課題としてかなり扱っていくことにな
ろうかなというふうなところも含めて、また御相談をさせていただければと思います。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

○日當委員 国民の関心が高いところですので、是非お願いします。

○立花部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかには御意見等ございますでしょうか。

私から、事前打合せのときには、デジタル化の辺りについて、デジタル庁もできたことだし、
この林業関係での取組あるいは方針のようなことを何か取り上げられませんかというお話をし
たんですけれども、まだ早いということでした。

よろしいでしょうか。

それでは、今、幾つか内容や表題に関わる御指摘や新たなトピックスの御提案等もありました。このことを踏まえまして更なる検討を、事務局にお願いしたいと思います。

続きまして、特集章に移ります。特集章につきまして、今日の資料2でいきますと3ページからでしょうか。この部分につきましてお気付きの点があれば、御質問、御意見等お願いできればと思います。どなたかございますでしょうか。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 木材産業を取り上げていただきましてありがとうございます。その中でまとめ方、書きぶりというふうなところになろうかと思いますが、特に先ほどトピックスで取り上げてもいただきたいというふうなところもあったんですが、表現方法になりますが、特に令和3年の木材の価格高騰への対応というところは、高騰というふうな見方もありますが、業界的には値戻しというふうな見方も一つあろうかと思いますが。そういった意味では、この表のスタートをどこかにするというふうなところもあろうかと思いますが、決してこれは「価格高騰への対応」というところは、是非下げなければならないというふうなところではないわけですので、書きぶりとしてはちょっと工夫をしていただきたいかなというところがあります。

それと、「新たな国産材活用に向けた」というふうなところがありますが、今回のウッド・ショックに絡むところの中では記述はしっかりやられていますが、これまで国産材を御活用いただけなかった大手、また中小のハウスメーカーさんたちが、国産材を多数お使いいただくというふうな流れができたかなと思っております。これはこれで大変良かったかなと思っております。そういった方々が更にまた使い続けていけるような、やはり木材需要の大宗を占める建築の皆さんが、国産材を使っていけるような確実な施策というんでしょうか、単に技術開発だけではなくてそのような取組も必要ではないかなというふうなところを、是非書きぶりとして工夫をしていただきたいというふうなところがございます。

以上です。

○立花部会長 今、2点でしょうか、御指摘がありました。事務局の方で回答をお願いできますでしょうか。

○齋藤木材産業課長 御指摘ありがとうございました。

まず価格の評価ということでしょうかね。値戻しという表現を頂きましたけれども、この辺については、どういう表現が一番皆様の理解に資して、かつ、本来あるべき姿というのをどう捉えていったらいいのかというところを、うまく表現できればいいなというふうに思いま

す。

それから、川下でハウスメーカーなりそういった方々が使っていただくという機運ができてきていますけれども、そのときに技術開発のみならずというお話もございました。8ページの「国産材製品の活用」の辺りでも少し触れておりますけれども、実際に国産材の製品を提案するハウスメーカーの方では、国産材の使用割合みたいなものを部材別に示して、それを売りにしてやっていかれる、そういった取組も見られております。こういったことを御紹介することもそうですし、さらには川中の加工メーカー、製造メーカーの皆さんと川下の皆さんの連携・協力、そういったことも非常に重要だと思っておりますので、それも含めて記述していきたいと思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。

1点目はすごく大事なポイントなんですけど、書きぶりにはなかなか難しい面もあると思います。

あと、2点目については、是非、日當委員から、こんなところがこんなことをやっているよと具体的な事例なども紹介していただければ、白書の中で含められるかどうかの検討もあるかなと思いました。ありがとうございました。

そのほかの委員の皆様、御意見、御質問等ございますか。

中崎委員、お願いいたします。

○中崎委員 ありがとうございます。

これ、木材の安定的な供給と需要の問題というのは、私たち山側から見るとこれは非常に、今ウッド・ショックのお話もあったんですが、その問題も含めて、全く山側は置き去りにされているなという空気なんです。製品価格は元に戻ったような価格だけれども、立木・原木価格というのは一向に上がっていない。流通経費を例えば県なり市町村が助成をすると、その分また原木が買い叩かれるというような、その繰り返しが多いんです。

ですから、先ほど日當委員から元に戻っているようなお話がありましたけれども、製品価格そのものは、過去の例を見ると正にそのとおりなんです。立木・原木価格というのは一向に戻っていない。ですから山側は山離れです。今は幾ら出せ出せと出しても価格的に上がっていないので、もう造林はできないよというそういう流れができつつあって、ほとんど森林組合系統でいきますとみんな山離れしているんです。もうこれからやらないので山を手放したいという動きの方がどんどん出てきているので、それに合わせて大規模な工場がどんどんそれを買って走っているというところも見られますので、その辺のバランスですね。

現実はこちらなんだというのもあるので、その辺をどうこれから取り扱ってもらえるかというのにも必要なのではないかと、ただただ木材を使いさえすれば安定的に需給バランスが取れるかといえば、そういう問題でもないと、根本的には流木・原木価格が一向に上がっていないという現実が、これは一番私たちにとっては大きな問題でありますので、その辺は今後の新たな国の政策の中でも、その問題は取り上げられてくるんだろうというふうに思います。今回のその部分のところを書けということじゃないんですけれども、そういう問題も山側にはずっと残っているということもどこかでPRしてもらわないと、再造林もなかなかこれは進む状況でもない、岩手県辺りだってやっと45%ぐらいですから、これを何とか更に上に行きたいというふうに思っていますけれども、今の状況だと、いわゆる種苗組合も働き手を探すのがやっとの状況なので、一気に上がってしまうと苗木が間に合わないというようなこともありますので、いずれ山側はいろいろな問題を抱えています。だけど、そういう問題はなかなか表に出てこないし、理解してもらえないところがありますので、その辺も是非今後の林業の在り方の中では少しくローズアップしてもらえればいいのかというふうに思っています。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。

事務局から今の御指摘につきまして、齋藤課長、お願いします。

○齋藤木材産業課長 中崎委員、ありがとうございます。

まず御指摘の中で一番重要なポイントだというふうに私思っておりますのは、しっかりと循環利用をしていくと、そういう観点で、今回の特集のテーマとして「グリーン成長のカギを握る木材産業」、正に鍵を握っているんだと、一つ目の項目で、我々としては正に基本計画でもうたっている、伐って使って植えると、森林の循環利用と、そういうことを目指したときに木材産業がどういう役割を果たしていくのかということ、記述していくという意味においても、今御指摘いただいた点は非常に重要な観点だと思っております。

その上で価格の問題は大変難しい問題を含んでいると思います。今回のいわゆるウッド・ショックと呼ばれる出来事の中でも、例えば樹種によっても大分違いがあったかと思えます。あるいは地域によっても大分違いがあったかと思えます。

一例を挙げますれば、ヒノキの関係で言えば、もちろん樹種としては西の方の樹種ですけれども、これは非常に価格が高騰しまして原木価格で4万円に迫るような価格、3万円近くまで上がっていると、それ以前は1万円半ばとかということで非常に低迷していたわけですけれども、非常に高騰したというケースもございます。さらにはカラマツのように非常に地域的に限

られている樹種については、かなり高値が付いているという現状があります。一方でスギについては、かなり地域差が大きかったというふうに認識しております。九州の方では、早い段階から丸太で2万円を越すような価格というのが出てきた半面、東北地域では余り価格が正に上がらなかったというようなこともございまして、この辺のところはよく分析をしながら、なぜそういうことだったのかということが少し分かるように記述した方がいいんじゃないかなと、さらには、御指摘いただいたように今後、原木の安定供給がなければ川中の製造メーカーは、ここからもっと国産材のシェアを上げていくということではできないわけなので、そこが双方がしっかりと連携をしてやっていけるような取組というのはどうしていったらいいのか、そういうことも少し浮かび上がるように書けたらいいんじゃないかなというふうに考えているところです。

○立花部会長 木材産業課長、ありがとうございました。

私から一つご提案があります。前基本計画の中では「成長産業化」が柱で、今回の基本計画ではそれをベースにしたと思うんですけども、成長産業化と今回の「グリーン成長」との関係はどこかで説明した方がいいと思います。というのは、学会関係では成長産業化はもう止めたのかという指摘が出ているとも聞いたりするものですから、ある程度継続性を保ちながら、どう発展させるのかという辺りを明示することが大事に思います。それをどこかで書かれる方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○天野企画課長 全体構成に関わるので、私の方から。

先ほど説明の中でも、前計画で成長産業化を掲げまして、今計画では今度はグリーン成長を掲げるということの中で、グリーン成長と成長産業化の関係といえますか、あるいは、グリーン成長というふうに言うと、成長産業化をやめるのかとか、話になる部分があると思います。このところは、「再造林」というキーワードがどこかに忘れられていないかという辺りが今回特にクローズアップされた結果、グリーン成長という言葉が生まれているというふうに考えますと、正にグリーン成長の鍵を握る木材産業というようなタイトルにしたときに、これは成長産業化というのは、むしろ再造林をするためにも必要なものであって、成長産業化と再造林というのを二枚看板でやることによって、グリーン成長が実現できる。こういう関係にあるんだろうと思いますから、そういう意味では、座長の思いは、やはり一番最初のところの辺りの1番のところに、少しこれまでの経緯という辺りも記載していくことができればなというふうに思います。

○立花部会長 ありがとうございました。是非これらの取り組みが持続的な林業経営につなが

るということを明確に示されるといいと個人的には思っております。

ほかの皆様から御意見、御質問、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

私から一つ、少し細かくなるかもしれませんが、7ページの4「木材産業等の課題と取組」の表題があるんですけれども、この課題だけだと何となく弱いというか、推進すべき課題であるとか新たな取組であるとか、何かもうちょっとメリハリが付くというか、内容に即して前向きな表記にした方が見る側、読む側にとってはインパクトがあるかなと思うんですけれども、御検討いただければと思いました。単なる意見なんですけれども、よろしく願いいたします。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 3ページだと思うんですが、木材利用の公益的な意義というふうなところで、貯蔵効果を御説明をされているというところがございまして、その一例というよりも、紹介として、我が国の二酸化炭素吸収量というところでも図示をされているところですが、どうもこの貯蔵効果というところがよく分からないというか、もうちょっと貯蔵効果にフォーカスを当てたようなこの図示というものの方が、分かりやすくなるのではないかなというふうな感覚をちょっと個人的に持ったところです。

○立花部会長 今の、表現の仕方と図の内容ということでしょうかね。一般の皆様にも分かるような形にもう少し検討できないかということなんですけれども。

木材産業課長、お願いいたします。

○齋藤木材産業課長 今回はスケルトンということでもございますので、本文の方では、この10月1日に貯蔵効果を見える化するガイドラインというのをお示ししたりしております、正に建物に木材を使ったときに、どのくらいCO₂換算で固定がされているか、それがどんなボリューム感なのか、そういったことをお示しするガイドラインを10月1日に示させていただいたんですけれども、そんなことも含めて、この貯蔵の効果というのが正に木材利用の公益的意義というふうに書いている、今までは間接的に森林の公益的機能の発揮を助けるという位置付けだったものが、直接的な木材利用そのものが公益だというふうに語っている点で、非常に新規性があると思っておりますので、その辺が国民の皆様にも分かっていたいただけるような例示なり、工夫していきたいと思えます。

○立花部会長 日當委員、よろしいですか。

○日當委員 はい。

○立花部会長 ありがとうございます。

関連して、私、一つ気になっていることに、以前の林政審のときにも申し上げたことがあるんですけども、大型建築物を建て替える、それを壊す場合の、廃棄される材料のリユースとリサイクルとかに取り組む必要性が高まっていると思います。本当に木材の良さというのを広く知っていただくためには、そうした観点での記述なり例示なりというのが必要だと思いますが、その辺り、いかがでしょうか。

齋藤さん、お願いします。

○齋藤木材産業課長 まず、建築物のリサイクルについては、建築物リサイクル法という法律が既に平成14年に制定されておりまして、木質の廃材についてどのくらいリサイクルしていくのか、これは業界の方で目標を立てていただいている、今たしか95%を目標にしていたと思うんですけども、もう90%台、リサイクルをしていると。その中身は、主にパーティクルボードやファイバーボードの原料として利用するもの、それに足りないものについては燃料利用をすることで、そういった高率なリサイクルを実現しているんですけども、このこと自体は正にいわゆるHWPのルールの中でも、そういう形でパーティクルボードなりに循環利用されている間は排出としてカウントされないの、貯蔵が続いているという認識になります。そういった観点でも、今、御指摘いただいたようなことというのも、是非国民の皆様にも分かっていたきたい観点だと思いますので、何らか記載をしていきたいと思っています。

○立花部会長 ありがとうございます。

木質ボードの関係で、先ほど冒頭にも御説明がございましたけれども、明確に書かれた方がよりいいと思った次第です。よろしく願いいたします。

ほかにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、この特集章については、今幾つか御指摘がございましたので、内容に関わることも含めてご対応のうえ、充実した記述にさせていただくように、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、通常章に入ってまいります。

第I章、森林の整備・保全につきまして、先ほど御説明いただきましたけれども、そのことについて御質問、御意見等、出していただけますでしょうか。いかがでしょうか。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 ちょっと質問なんですけれども、9ページの(3)「研究・技術開発及び普及の推進」の中で、この数年間、エリートツリーというのがよく記載されているのですが、エリートツリーは基本的に育種によって作り上げる樹木だと認識しています。一方で、遺伝子組換え

樹木というのは全然出てこないんですけども、これはEUとかではGM樹木のリスク評価が定まらず、現状ではまだ技術開発できていないし、これから林野としても、まだ積極的に推進する段階ではないのか、ということを知りたいのですが。

○立花部会長 ありがとうございます。

研究指導課長、お願いいたします。

○木下研究指導課長 研究指導課長です。

エリートツリーの関係で、遺伝子組換えの話まで行っているかどうかという御質問かと思えます。現実、農業、農作物の場合は、いわゆる品種改良というのを重ねに重ねて、ある意味特定の品種の特性を出すために、かなり交配というか、かなり掛け合わせを進めたその先の技術として、遺伝子組換えというのがいろんなゲノム解析も含めて今やられているというのが実態だと思っていて、林業の場合は実はまだそこまで行っていないというのが現状かと思えます。

林業の場合は、掛け合わせでも特性を出すまでにやはり長い年月が掛かりますし、現時点でエリートツリーにおいて行われているのは、いわゆる第1世代、第2世代精英樹のレベルが中心であり、第3世代ぐらいをようやく今いろんなところでやっているかというのが現状であり、そういう意味でまだまだ品質発現するまでに長い時間掛かるものと言えます。

花粉が付きやすいかなどについて遺伝子の解析を一部行っているところありますけれども、まだ基本的な成長にかかる部分などにおいて、まだ農作物と同じようなレベルまで行くためには長い年月が掛かります。今はいろいろなものを掛け合わせて、その特性を出し、発現させた形質を整理して、さらにどのように掛け合わせたら、どのような形で発現するのかというのが研究が今のレベルです。農業、農作物等と発現をする期間が大分違ってくるので、今は恐らくは技術的な課題の方が大きいということかと思えます。

森林の場合は、一つの形質だけの話じゃなくて、いろんな形質を引き継いだものがいつ発現するか分からないので、その要はリスクをどういうふうに評価するかということも検討が必要になってくるかなというふうに考えています。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

○松浦委員 分かりました。生態系への影響とか文化的な影響とかも含めて、時間的に、技術的にもまだ助走段階という認識でよろしいですかね。分かりました。

○木下研究指導課長 そうです。

○立花部会長 ありがとうございます。

塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員

私の方からは、2点意見を述べさせていただきます。

1点目は、11ページの(2) 森林経営管理制度及び森林環境税についてでございます。事務局からのご説明を伺い、現状に即した内容で進捗状況などについて記載されるということは理解ができました。

ただ少し心配になりましたのは、紙面が3分の2となれば、取組事例などの記述が、例年と比べて大幅に減ってしまうのではないかという点です。森林環境税は、国民の方々にご負担いただく財源を活用していくというもので、その時点時点の状況をリアルタイムで公表していくことが非常に重要だと思いますので、白書においても取組状況でありますとか活用の有用性などについて分かりやすく、かつ詳しく記載いただきたいと思います。

2点目でございます。13ページの4. 国際的な取組の推進の(2) 地球温暖化対策と森林のところですが、一つ目の段落に記載がございます温対計画の改正についてです。新たな計画により森林吸収量の目標値が2%から2.7%に引き上げられ、これまで以上に森林吸収源対策が重要となったと考えます。引き続き間伐や再造林などの施業を適切に実行し森林資源を管理していく必要がございますが、林業は経営面で厳しい状況ですし、環境面での貢献に対する理解を深め国民の総意のもとに一定の支援をしていくことが求められると思いますので詳しく丁寧に記載いただき、今の施策に対する追い風というか、応援団の輪を大きくしていくような内容にしていただければと思います。

あわせて、トピックスをもう一つ増やすことが可能であれば、新しい温対計画と森林吸収源対策のテーマについてご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○立花部会長 ありがとうございます。

事務局から。森林利用課長、お願いいたします。

○箕輪森林利用課長 森林利用課長、箕輪でございます。御質問等、ありがとうございます。

まず、制度や税の事例については、毎年それぞれ1ページを使って、より多くの事例を掲載するようにしております。ただ、本年度の掲載の仕方については、分量の関係もありますので、白書本体に掲載するのか、またリンクを張っていくのか、その手法については、事務局と相談をしながら決めていきたいと思っております。

また、温暖化対策については、今年は温対計画の見直し、また先般、COPも開かれておりますので、ある程度大きな節目ではあったかと思っておりますので、その取扱いについても、これもまた事務局と相談をさせていただきたいと思っております。

○立花部会長 森林利用課長、ありがとうございました。

関連しては、EUもそうですしニュージーランドもそうなんですけれども、これから新規植林を増やすと言っているんですね。そうした内容と、日本ではそうした可能性があるかどうかというようなことも、可能な範囲で検討していただければいいと思います。耕作放棄地をどうするかという検討の中で植林することについても、農林水産省の検討会で議論されていました。そうしたこともありますので、可能な範囲で記述していただければと思います。ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、第Ⅰ章につきましては、今、御指摘いただいたような内容で充実を図っていただくということでお願いしたいと思います。

続きまして、第Ⅱ章、林業と山村につきましては、皆様から御意見、御質問等をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

中崎委員、お願いいたします。

○中崎委員 すみません。林業経営の動向というところに、単純に作業受託面積は、民間事業者や森林組合の割合が大きいと。植林、下刈り、間伐等が森林組合、主伐は民間事業者が中心と。こういうふうに書いてもらうと、あたかもそういうふうにししか動いてないというふうに見られてしまうので、本来はいわゆる伐採したら植える循環型にしようという目標があったはずなので、やっぱりそのことを確実に動かすようなものが出てこない、ちょっとまずいのではないかなと。

ですから、今の動向では、どんどん原木を欲しい欲しいと。そうすると、やっぱり伐採だけがどんどん進んでいくと、植林、下刈りがおろそかになっていってしまう。もともと林野の方では、それを循環型に進めていくという方針があったような気がしているんですけれども、その辺をやっぱりきちっと打ち出しながら進めていかないと、なかなか御理解を頂けないのではないかなというふうな感じがします。

ですから、国有林の分野や、我々民間の方も進んではいるんですが、民間事業者における連携や方針等についても、やりましょうとか、進んでいますとか、その辺もやっぱりしっかりと書いてもらった方がいいのではないかなという感じがしました。

○立花部会長 ありがとうございました。

経営課長、お願いいたします。

○猪上経営課長 経営課長の猪上でございます。御指摘、ありがとうございます。

正しく委員御指摘のとおり、再造林、非常に重要な課題ということで、この白書の中でも強調していくべき点だというふうに考えております。そういう中で、確かに記述が、民間事業者はこういうこと、森林組合はこういうことということで、ちょっと単純に書き過ぎている面もあるかと思っておりますので、また実際の執筆の過程でよく検討して記述していきたいというふうに考えております。

○立花部会長 今の御回答でよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 二つ御質問とお願いですが、14ページと思うんですけども、森林組合法の改正が昨年あったと思います。というのは、林政審で議論を結構したものですから、その辺の事情は今年きちっと書かれた方がいいんじゃないかなというのと、もう一つは、15ページの、前回の白書の議論でもあったんですが、「労働力の動向」の二つ目の矢印の安全の問題、これは非常に多分重要な問題だと思うので、この辺についての評価というよりも、むしろどういう対応を含めてやってきたかは、すごく重要だと思いますので、そこをきちんと記述していただければという気がいたします。

以上でございます。

○立花部会長 ありがとうございます。

どなたが御回答いただけますか。経営課長、お願いいたします。

○猪上経営課長 まず、森林組合法の記述に関しましては、去年はトピックスで記載していましたが、今年は全体の紙面とかもバランス等もあると思いますけれども、その辺はちょっと意識はしたいというふうに考えております。

続きまして、安全につきましては、正しく基本計画でも労災の死傷千人率を今後半減させるという目標を掲げたところでありますので、この辺は非常に重要な課題だということで、しっかり記述を設けたいというふうに考えております。

○立花部会長 ありがとうございます。

丸川委員、よろしいですか。

○丸川委員 はい。

○立花部会長 ほかにございますでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、第Ⅲ章、木材需給・利用と木材産業です。

斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 ありがとうございます。

20、21ページの木質バイオマスの利用の項で、エネルギー利用・マテリアル利用としてわかりやすく書き分けて記述いただいております。このうちマテリアル利用の項にて、木材の工業原料としての利用の動きとして、セルロースナノファイバーと改質リグニンとが取り上げられています。後者は前者に比べて新しく注目されてきている事情から、9ページの「技術開発」の項で前者に言及せず後者を取り上げられたのだと拝察します。

さてセルロースナノファイバーについては「運動靴や塗料等で一部実用化」と記述されています。この分野に専門知識があればこの記述から、セルロースナノファイバーが以前よりも格段に大量に使用可能な用途へ向けて進んでいると感じ取れると思いますが、そうでない限りはこの記述からそれを察するのは難しいかもしれないと思います。もしこの章に関してかなり紙面を割けるようでしたら、20年程前に登場したセルロースナノファイバーが5年程前から実用段階に入って今現在はどのような局面を迎えているのかを書いていただくと有り難いと思います。それには一例えば特許の件数、生産量、あるいは何かしら規模感を表すようなものでありさえすればよいのですが、定量化が可能な指標を用いて、木材のマテリアル利用に対してどのくらいのインパクトが見込まれるかわかるようにして頂ければと存じます。

○立花部会長 ありがとうございます。

研究指導課長、お願いします。

○木下研究指導課長 すみません。研究指導課長です。

先生おっしゃるとおり、セルロースナノファイバーが迎えている局面と、それから改質リグニンが迎えている局面は、全然違う状況だというふうに理解します。確かに、セルロースナノファイバーが今どういうふうなステージにあるのかということところは、いろんな利用は進んでいるんですけども、先ほど言ったボリューム感の話、インパクトの話というのは、おっしゃるとおりだと思いますので、どういう指標として書けるのかというのは、少し検討させていただいて、ちょっとこの辺の書きぶりについては工夫させていただきたいと思います。

あと、改質リグニンについても然りで、どのような状況にあるのかということところは、多分重要なお話だと思いますので、今のところは、セルロースナノファイバーと比較して耐熱性が高いなどの特徴から用途というターゲットというのが変わってくると思いますので、その辺も含めて、少し書きぶりにつきましては検討させていただければというふうに思います。

○立花部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかの委員の皆様、御意見、御質問ございますでしょうか。

中崎委員、お願いいたします。

○中崎委員 木質バイオマス利用なんですけど、これは木質バイオマスのエネルギー利用ということで、盛んに今、各地域で稼働していますが、どうしても発電が主になっていました。それで、バランスが悪いくらい発電用の原木がどんどん供給されているはずなんですけど、それと併せて、実は薪の需要が物すごい増えてきています。国全体の量はちょっと私も把握してないんですが、我々の方に来るのが相当な、やっぱり間に合わないくらい薪の需要が出てきているし、ホームセンターなんかに行っても中には相当生の薪がありますので、この辺の在り方を、このバイオマスの利用、本来であればまきとか木炭が最大のバイオマスなはずなんですけど、木材の有効活用ということになると、その辺も含めて、やっぱりどこかのエリアで、あるいは薪の基準だとか、あるいはそれを利用するストーブ、これ、欧米はストーブもものすごい厳しい基準があって、日本みたいにブリキで作ったようなストーブは使われないようなことになっているんですけども、日本は今でもまだそういうことをやっていますので。含水率の基準もないので、結局、煙やタールがたくさん出るとか、そういうことでいろいろ周りにも迷惑掛けしている。

ですから、そういうのもこれからのバイオマスできちっとやっぱり方向付けをしていくことが、今は何でもかんでも電気を作ることだけに特化してしまっているような気がして、本当に木材、あるいは、薪利用をしていくと、やっぱり森にあるものがカスケード利用されるという思いがあります。ですから、それもやっぱり私たちはしっかりと豊かな森を守っていく方向にもなるし。

それから、もう一つは、そういったことだけが特化していくと、本来利用している、いわゆるシイタケ、キノコ類の栽培業者でありますとか、それから木炭生産の方々に非常に原木が入りづらくなっている現状でもありますので、その辺のところもやっぱりバイオマス利用の中で取り組んでいかなければならない課題ではないのかなというふうな思いがしております。これは意見です。

○立花部会長 ありがとうございました。

実態を踏まえて小島課長、お願いします。

○小島木材利用課長 木材利用課長でございます。中崎委員、ありがとうございます。

木質バイオマスに関しましてですけれども、委員御指摘のように、最近はFITの制度がで

きて以来、電気の方にどんどん今使われているという状況にございますけれども、基本計画の中でも我々うたっておりますが、熱利用ないしは熱電併給、これをしっかり進めていく必要があるということで取り組んでいきたいと思っておりますので、熱利用、こういった面につきましても、この白書の中でしっかりと取り上げていくという方向で整理したいと思っております。

また、木質バイオマスにつきましては、未利用材を活用して、とにかくカスケード利用していくんだと。これも基本計画等に記しておりますが、しっかりそういった取組も進めていくべく、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

いろいろボイラー用の薪とか、木質バイオマスを活用したボイラー、こういったものにつきましても、最近いろいろ需要なんかも出てきておりまして、こういった取組なんかも、紙面の制約もございますけれども、ちょっと考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○立花部会長 ありがとうございます。

いろいろと御意見、ありがとうございます。次に移らせていただきたいと思えます。

第IV章、国有林野の管理経営の章につきまして、皆様から御意見、御質問等をお願いできればと思えます。いかがでしょうか。

斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 ありがとうございます。

24ページの図の解説の矢印について、希少な野生生物の保護とシカ等の鳥獣による森林被害への対策は、分けて書いたらいかがでしょうか。シカ等の獣害は、前回に立花委員長もご指摘されていたことがあったかと思えます。重要な問題と存じます。最近ヒアリングである林業家によると、5年前までいなかったシカが最近になって出るようになり、折角植林しても一夜に全滅するようではとても植林する気がしないというようなことをおっしゃっていました。シカ等の獣害に関して、段落分けして強調されてもよいかと思えます。

それともう一点、門外漢の素朴な思い付きですが、植林や育林の方法について地球温暖化への配慮が必要ではないでしょうか。木材は一度植えてしまったら移動できず成長には時間が掛かりますので、もし技術や知識の基盤があるならば、これから非常に重要な植林を進めようとしている今しかるべき対策を打てないものかと考えます。その辺りの検討は進められていますでしょうか。温暖化によってスギとかヒノキなど主要樹木が影響を受けるかどうか、研究でどのあたりまで明らかされているのでしょうか。

○立花部会長 ありがとうございます。

経営企画課長、お願いいたします。

○眞城経営企画課長 経営企画課、眞城でございます。

今、まず最初のところの御指摘でございますけれども、「多様性の保全」と「鳥獣害の被害」については、1か所にまとめて記載させていただいておりますけれども、本文のところでは、小項目でちょっと小分けさせていただくのかなと思っています。なお、過去の訂正ですと、鳥獣被害については林業地の被害だけではなく、例えば希少植物も食害を受けていることもございますので、そこは併せて記載しているのですが、いずれにせよ、そこは分かりやすいようなということで、記述のところを引き続き工夫させていただきたいと思います。

○立花部会長 森林利用課長、お願いいたします。

○箕輪森林利用課長 森林利用課長でございます。ちょっと十分にお答えできるか分かりませんけれども。

まず、温暖化が進むと、やはりそれに適応した植生というものによって変わってくるかと思っています。例えば、温暖化することによって、それまで成育し得た樹木がどんどん高いところに追いやられるというか、そういう変化というのはあるかなと思っています。

一方で、人工林の植栽樹種、スギとかで見ると、温暖化によって逆に成長が良くなるという、プラスの面もあるやにも聞いておりますので、どういうふうに変化していくのか注視していきたいと思っています。

あと、木の成長以外にも、虫の害とか、シカの害も多分雪が少なくなって広がっているという影響があるかと思っていますので、そういう様々な影響を考えていかなくてはいけないと思います。

具体的には今回、温暖化に対しては、いわゆる温暖化をどう防ぐかという計画と、温暖化はもうある意味、一定規模で進んでいくことを前提にした形での適応計画というものを作っております。その中に一応盛り込んで幾つか書かせていただいておりますので、その辺りをどこまで書けるかは、ちょっと検討していきたいなと思っています。

○立花部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかに意見ございますでしょうか。

塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 25ページの上から二つ目の矢印の「樹木採取権制度」のパイロット的な取組の推進についてでございます。この制度を創設をするときに、各方面から様々なご意見があったと記憶しております。可能な範囲でこの制度の林業経営体の基盤強化への効果などについて記載

ただければと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

経営企画課長、お願いいたします。

○眞城経営企画課長 ありがとうございます。

樹木採取権の関係につきましては、これまでも白書でいわゆる議論、審議の経過等もお示しさせていただいたところがございます。今、パイロット的な取組ということで、このまとめのところで記述させていただいておりますが、まさに今、実証の前段、すなわち募集をかけている段階でございます、実際の事業そのものはこれからということになります。ただ、御指摘について、今後、取組が進んでいく中で、その効果のみならず、実施の内容等について、御紹介することになると思います。現時点ではそこまで至っておりませんので、いずれにせよ、今年、いわゆる準備も含めて取り組んだ部分については、何らか記載をさせていただくということになるかと思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

これは実際、今年度終わってからその状況が分かってくるということになりますね。ですので、白書で取り上げるのは今後ということになるかと思えます。ただ、経過等、分かる範囲で国民の皆様を知っていただくための記述をお願いできればと思います。ありがとうございます。

最後に、第V章に移りたいと思います。東日本大震災からの復興、この章につきまして、皆様から御意見、御質問等をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

先ほど御説明にもありましたけれども、昨年度は発生から10年ということで拡充した形で詳細を白書に掲載したんですけれども、今回は例年のような形に戻すということで、少し分量も減ることになりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。

中崎委員、日當委員は地元が関わりますけれども、何か御意見等あればお願いしたいと思います、いかがでしょう。

○中崎委員 まだまだ木材、シイタケ、山菜で、出荷停止を受けているところがありますので、その辺はこれは時間を掛けながら淡々と取り組んでいかざるを得ないのかなと。むしろ地元としては、余り原発の事故とかそういうのを騒いでもらわない方が、我々にとってはいいのかなというのが本音です。騒げば騒ぐほど、結局、福島を中心とした東北のものはやっぱり買って

いただけないということがありますので、私どもはシイタケの生産もやっているのですが、シイタケ栽培者の皆さんとか、まずできるだけ淡々としっかりと取り組んでいきたいと思いますということやらざるを得ないだろうと。その辺はどうも地元の感覚と国民の皆さんの感覚というのは、やっぱり相当ずれがあるのではないかなというふうに感じていますので、是非その辺は、これ、すぐ解決できる問題ではありませんので、この辺のところはどういうやり方がいいのか、それぞれ工夫をしながら、淡々と進めざるを得ないのかなというふうに思っています。

○立花部会長 ありがとうございます。

これはこういう実情を示しながら、改善してきているということのを淡々と述べていくというようなことを御発言されたんだと思います。

事務局からお願いします。

○天野企画課長 正にそのような形で、淡々といいますか、余りすごくプレイアップすることでは必要十分な形で示していきたいと考えております。

○立花部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ここで全体、皆様から御意見を頂戴いたしました。もう残り二、三分のところ、言い残したこと、発言しておられなかったことがあれば、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ予定の時刻となってまいりましたので、この辺りで本日の審議を終わりにしたいと存じます。

本日、委員の皆様から頂きました様々な御意見あるいは御質問については、今後この白書の作成に当たりまして、様々な状況の変化というのは考えられるわけですがけれども、森林・林業・木材産業等の動向がしっかりと国民の皆様にも伝わるように、表現も含めて検討して進めたいと思います。この点については事務局に改めてお願いをいたします。

それでは、こちらからの司会はここで終わりにして、あとは事務局にマイクをお返しいたします。

○天野企画課長 本日は、委員の皆様におかれましては大変熱心な御議論を頂きました。幅広く各分野にわたって目配せを頂きまして、大変ありがとうございました。

次回につきましては、先ほど部会長から御発案ありましたように、タイトルだとか中身だとか、その他表現の仕方、そういった点も含めまして、委員各位からの御指導に承えられるよう

に準備をさせていただきました後、来年3月を目途にもう一度施策部会を開催させていただきます、御審議をお諮りしたいと思っております。そういうことですので、引き続きまたよろしく申し上げます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時55分 閉会